

更別村住宅リフォーム支援事業のお知らせ

更別村では、住宅リフォームによる良好な住環境を形成し、将来的な住まいの安心安全の確保と、地域経済の活性化として、住宅リフォーム支援事業を行っています。



◆助成対象者

- 村内に住所を有する方で、自ら居住する住宅のリフォームを行う方。
- 更別村空き地・空き家バンクに賃貸目的で登録された住宅のリフォームを行う方。
- 過去に本事業及び更別村住宅建設等助成金の交付を受けていない方。
- 市町村税、村使用料等の公共料金を滞納していない方。

◆助成対象住宅

- 村内に建設されているもので、居住の用に供する部分(住宅部分)を有するもの。
店舗等と同一となった家屋では、住宅部分のみを対象とする。

◆助成対象となる工事

- 村内業者が請け負うリフォーム工事。
- 次に掲げる工事で、工事金額(税抜)が30万円以上のもの。
 1. 住宅の増築工事、改築工事
 2. 住宅修繕のうち次に掲げるもの。
 - 基礎、土台、柱の改修●外壁、屋根の改修●床の張替工事●壁紙の貼替工事
 - 断熱の改修工事●建具の改修工事(ガラス、サッシ、扉、ドア、襖等)
 - 畳の表替え、取替工事●手摺等設置工事●段差解消工事
 - キッチンの取替、ユニットバス、便所の改修工事●間取り変更工事
 - 省エネ設備機器の購入、設置●太陽光発電設備の設置
 - スイッチ、コンセントの改修●給水、給湯、排水、ガス管の改修工事

◆助成対象とならない工事

- 外構(庭、門、塀、舗装、ロードヒーティング等)工事
- 物置、車庫等住宅以外の工事●ストーブ、エアコン等の購入、設置工事
- 取り外しが容易にできるもの(家具、家電、照明器具、TVアンテナ)等の購入、設置に要した費用
- その他の補助金、助成金、奨励金等の交付を受け行う工事に要した費用

◆助成金額

○リフォームに要した費用の20%（上限額は20万円）。ただし、本人又は同居親族が65歳以上、18歳未満の同居親族がいる場合は、費用の30%（上限額30万円）。

※1,000円未満の端数は切り捨てとなります。

※助成金額の半額分をどんぐり商品券にて交付します。

◆申請に必要な書類

○交付申請

- ・交付申請書（当該年度の1月末まで）
- ・リフォームを行う住宅の所有者が明らかとなる書類（登記事項証明書、固定資産税通知書等）
- ・工事請負契約書の写し
- ・工事見積書の写し
- ・写真（住宅全体の写真と、リフォーム対象箇所の施工前を撮影したもの）
- ・本村の住民基本台帳に登録がない場合、住民票謄本及び納税証明書
- ・その他村長が必要と認める書類

○完了実績報告

- ・完了実績報告書（交付決定年度の3月10日まで）
- ・リフォーム工事代金に係る領収書
- ・写真（リフォーム対象箇所の施工後を撮影したもの）
- ・その他村長が必要と認める書類

◆その他

- ・虚偽又は不正な手段により交付を受けた場合には、助成金を返還していただきます。

—助成金に関する問合せ—

更別村役場建設水道課建築係

〒089-1595 更別村字更別南1線93番地

TEL 0155-52-5200（直通）

FAX 0155-52-3286

URL <http://www.sarabetsu.jp>

